

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、議案第13号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） それでは、議案第13号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてご説明をさせていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、次の施設につきましても公の施設の指定管理者として指定することについて議会の議決をお願いをしたいものでございます。

1番といたしまして、公の施設に管理を行わせる施設の名称であります。施設の位置は、只見町大字布沢字大久保544番地。施設の名称は、山村のくらし体験施設 森林の分校ふざわであります。

2番といたしまして、指定管理者となる団体であります。所在地、只見町大字布沢字大久保544番地。団体の名称、森林の里応援団。代表者、齋藤政信であります。

3番、指定管理者として管理を行わせる期間といたしまして、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2ヶ年ということでございます。

この指定についての経過について申し上げます。

昨年、令和2年10月2日から10月30日まででありますけれども、町発行のおしらせばん、また只見町ホームページのほうに募集要綱等々、掲載をさせていただきまして募集をかけさせていただいたところでございます。その中で応募がありましたのは、今般、提案をさせていただきました森林の里応援団、1事業者のみでございました。1事業者の応募を受けまして、指定に関する規則等々に基づきまして、公の施設指定管理者選定審議会を開催を

させていただきました。構成としましては、委員が6名ということで、外部員3名、内部員3名という構成で11月25日及び翌年令和3年の1月28日、2回にわたりまして審議をさせていただきましたところでございます。この審議におきまして、審査結果としまして、森林の里応援団の指定管理者指定というものが適当であるといったような結果が提示をされました。ただ、その中の意見といたしまして、当初、募集といたしましては、令和3年度から令和7年度までということで、5ヶ年の指定管理ということで募集をしていたところでしたが、その審査経過の中で、応募事業者の運営体制について様々ご議論をいただきました。体制づくりの強化が必要であるといったようなこと。また、今般のコロナ禍といったような状況も勘案をした中で、当面、2年程度に指定管理期間を短縮をして、その期間、コロナの対策、またしっかりした継続した運営ができる体制づくりといったものをしっかりしていただいたうえで、その後の指定管理に向けた対応を図るべきであるといったようなご意見をいただきましたので、今般、期間につきましては2年間という形でご提案をさせていただいたものでございます。なお、この期間設定につきましては、応募事業者と事前に協議をさせていただきますまして、合意をいただいているといったことも申し述べさせていただきたいというふうに思います。

以上、ご提案をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今説明ありました、審査委員会の中での、当初5年間ということでの審議の中で、体制強化が必要だと。で、この間だと、大体、最初、1年かな、その後、2年かな、かなり、実態は、お願いして、なんとか受けていただいているというのが中身かなと。皆さん、やっぱり高齢になってきてて、それぞれこの指定管理者で森林の分校ふざわ運営していくのが大変な状況になっているというのは聞いていてもそんな状況だと思います。町としては、この指定管理でやっているわけですが、ここのこの体制の強化、審議会で出された、この辺についてはどう今後考えられていくのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） ご質問の件についてお答えをさせていただきたいと思います。

体制強化ということで、現在、事前の協議、事前の相談といったような形で今ご相談をさせていただいているところでございますけれども、まずは、以前、地域おこし協力隊という形で町のほうで配置をさせていただきました方が、今般、この森林の里応援団の代表に就任をされるといったようなことで、非常に、この運営につきまして意欲を持って取り組まれるといったようなことは確認をさせていただいております。その中で、前地域おこし隊であった、非常に知見に富んだ方を中心にしまして、地域の皆様方のご協力をいただきながら体制強化を図るところがまず1点目ということになります。その中で、やはりこの森林の里応援団、なかなか、今回、コロナ禍ということもありまして、応援団の会員の方々もなかなかお集まりいただいていた話し合いというところが進まなかったというふうに聞いておりましたので、そういった部分を、少なくとも月に1回程度は町も入ってですね、そういったところのサポートをさせていただきながら、より良い運営について協議をさせていただきながら、また、体制強化についても方法を一緒に考えていながら進めていきたいというようなことで、現在、協議をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今の説明の中で、地域おこし協力隊、居て、この令和3年度から地域おこし協力隊じゃなくて、その方がこの運営にあたっていくということで、そういう点では新たなこう、人の配置では発展かなというふうに思われるんですが、それはそれとして良いことだなと。地域おこし協力隊の方が移住していただけるという方向かなというふうにとれますけれども、今、報告の中で、その地域おこし協力隊の代表としてというふうに私聞き取ったんですが、ここの2の指定管理者となる団体の代表者は齋藤政信さんになってます。その辺の関係について答弁をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 現時点でありますけれども、3月末までは代表者は齋藤政信さんという形で森林の里応援団、運営をしていただきます。4月1日から、前の地域おこし協力隊、現在、退任をされまして、森林の里応援団の支援にあたっていただいている藤沼航平君でありますけれども、藤沼航平さんが4月1日から代表者というような形で、先般、森林の里応援団の総会の中で確認をされたというふうに聞いております。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） これ、経済委員会の中でもご説明がありました。それで、その中で、法人化も考えていらっしゃるというお話をされたと思いますけれども、今ほどの説明の中で、そのお言葉なかったんですけれども、この指定管理者となる団体、やはり私も法人化されていけば良いなというふうに考えるものですから、その辺のところの考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 委員会の中でご説明をさせていただいた部分につきまして、補足というような形になってしまうかもしれません。大変、説明が漏れて申し訳ありませんでした。当該団体におきましては、将来的な法人化も見据えて活動を行っていくというようなことをございます。そういったような方針はございますけれども、では、いつ頃法人化になるのか。そういった部分も、まだ具体的なものにはなっておりません。少なくともこの2年間という中で体制の強化、また、その運営の安定化。こういったものが図られる中で、必要に応じて法人化というところを検討しながら進めていくというふうに認識をしておりますので、最終的な法人化も含めまして、応募事業者との協議の中で進めさせていただきたい。町のほうからも支援をさせていただけるところはしっかりと支援をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

1番、佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） 私もあの、経済委員会の中でお聞きしました。その際、課長にも言ったんですけども、地域おこし協力隊の人が、何故、町に住めないのかということなんですよ。一番は、何のために地域おこし協力隊が町で雇って、ここへ呼んで、一生懸命やって、彼もわかりますよ。あれ、大学生の頃から、もう来てましたから。D-friendsと私、交流ありますから。（聞き取り不能）やはりね、地域おこし協力隊という名の下に来てね、町に住まないで、よその町村から通っている地域おこし協力隊なんていうのはあり得ないと思うんだよ。だから、その辺の指導だよ。それはまあ、あなたに言ったってしょうがないけど、人事あ

つかっている総務課長とか、町長とかに聞きたいんだけど、これ、同じこと言えるのは、職員もそうなんだよ。なんで町の職員がよその町村から通って来ているのかと。一般質問でも子育てとか、そういう質問がたくさん出されてます。ちょうど、特に職員なんかは、将来、この町を背負っていかなくちゃいけない人なわけですよ。それが町に住んでなくて、なんで町の事情がわかるかということなんだ。それぐらいの指導は、やはり幹部職員はするべきだと思う。その辺あの、人事担当と町長に話聞きたい。

○議長（大塚純一郎君） 議案とかけ離れた質問になりますが…

○1番（佐藤孝義君） 最初のやつでいい。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 前地域おこし協力隊の藤沼航平君でありますけども、今回の森林の分校ふざわの指定管理というところを担っていただくということにあたりましては、地域おこし協力隊時代から森林の分校ふざわの運営に携わっていただきまして、町といたしましては適任であるというふうに認識をしております。運営については適任者が今回、代表になるといったようなことで認識をしているところでございます。その住所につきましては、個々人のやはり状況等々もございます。無理にこう、只見町にどうしてもといったようなところで、なかなか、ご指導といったようなところまでは至っていないというところでございますが、只見町に貢献をしていただくといったようなところで、藤沼君には今後とも頑張っていたきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 職員の居住についてのご質問であります。たしかにあの、現在、他町等から通勤をしている職員、何人かいらっしゃいます。それには元々、他町の方であったという方もいらっしゃいますし、婚姻等々で配偶者の関係、あるいは子供の関係等々でやむを得ず町外から通勤をせざるを得ないといった家庭の事情の方もいらっしゃいます。そういった状況ではありますが、通勤というのは非常に、身体的にも、時間的にも、ロスが、あるいは苦痛が、苦痛といいますか、体力的にも大変なものがあると思います。本人も辛い中、勤務をいただいていると思いますし、また、非常によくやっただいてというふうにも思っております。願わくば、近くでそういった、身体的な負担もない、あるいは時間的な負担もない中での通勤ということが望ましいと思いますけれども、それにも増して、やはり

良好な家庭環境、自らが癒せる場、そういったところで暮らしていただいて、良好な勤務をしていただくことがまずは第一かというふうに思っております。そういった職員も将来的には、やはりあの、もっと近い場所での勤務ということも当然、視野に入れているというふうに思いますので、その辺、ご意見は賜りましたが、ご理解を頂戴したいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 1番、佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） まあ、それはわかるんだけど、一応、指導ぐらいは、はたして、したのか、しねえのか。こういうわけで、これだけもう人口も少なくなって、少子高齢化で、わざわざ向こうへ行って子供産んでさ、それで町の実情、ここに住まないと本当の町の実情はわかんないと思うんだよ。将来、だって、職員なんていうのは、本当、町を背負って立っている皆さんと同じ立場になるわけだから。それ、よそから来てやった。これは住民として納得のいかない話だから、やはり、その辺の指導。そんな、強く言って、これ、個人のことあるからあれですけど、やんわり、指導するとか、何年経ったら来てくれとかさ、あると思うんだよね。だから、その辺の指導を、できているのか、できていないのか。一番問題だなというふうに思う。たしかに、田島行けばコンビニはあるし、若い人なんかは向こうのほうが良いのかもしれないけども、それがはたして町の職員としてあるべき姿かという、俺はそうではないと思うんだよ。だから、その辺の指導をしていただきたいなというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） たしかに、只見町より、その生活の利便性が良いところはありますし、そういったところから通ってらっしゃる方もいらっしゃると思います。しかしながら、繰り返しになりますが、そういった方々、その利便性というよりも、配偶者の勤務であるとか、そういったやむを得ない事情での通勤というふうに理解をしております。あるいはまあ、実家があるといったようなこともあろうかと思えます。そういった中で議員お質しのこと、たしかにそういった想いは皆さん、お持ちの方がいらっしゃるんだというふうには思います。当該職員もそういったことは十分承知しております。そういった中で町が定住、あるいはU・Iターンの施策を講じるということも勿論知っておりますので、その辺は必ず、そういった形をとるといようなことで考えているんだなというふうに理解をしております。そういったことでありますので、強く、勿論、強くできませんけれども、申し上げることはできませんけれども、町の施策を展開する中で、将来、そういったことが必要なんだなということをおわかってもらえるように努めてまいりますし、本人もわかっていると思いますけれども、な

おさら、施策を推進してまいるということが必要なんだというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

6番、矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 今回、公の施設における指定管理者の指定ということであります。本来、行政が住民の福利厚生ということで公の施設として位置づけをしている施設であります。で、効果的にその目的を達成するために指定管理者として指定して運用をさせるということだと思いますが、今回、先ほど課長の説明にもありましたけど、昨年からコロナの影響。また、このコロナ収束も、なかなか、状況として不透明な流れであります。そういう中で、大変、運営としては厳しい状況であるのかな。来客というか、利用者というのはだいぶ出入りが少なくなっているのかなというふうな感じがします。そういう中で、指定管理者に2年間、運用をしていただくということは、方向性としてあれなんですけど、町として、指定管理者に全部、運営を任せればいいということじゃなくて、この森林の分校ふざわ、公の施設として、どういう、こう、これからいろいろもっていくか。その辺の状況を踏まえて指定管理料もどういう考え方、あと町の、直接運営は指定管理者ですが、町の関わり方についてお伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 運営についての町の関わり方といったようなことでお話がありました。町の関わり方という中で、先ほど申し上げました月1回程度の会議といったような中で、森林の里応援団といたしましても月1回程度は、企画運営会議という形で実施をしたいというふうなことで当初の計画に挙がっておりました。この企画運営会議に町の職員のほうも一緒に混ぜさせていただきまして、その運営についての協議、そして、町としてどういった支援ができるかといったことを、指定管理者のほうのアイデアであったりだとか、取り組み。こういったものをサポートするような形で進めていきたいというふうに考えております。もう既に、現在もですね、なかなか冬期間の利用が図られなかったという中で、旅行会社等も入った中でのその冬期間の誘客といったようなところにも、実際取り組まれているというふうに承知をしております。こういったところも町として支援ができたりだとか、また、季の郷湯ら里との連携による魅力の向上といったようなことも取り組みとして考えていらっしゃるというふうなこともございましたので、そういったところの支援であったり、

情報のつなぎ役であったり、そういったところもできるのかなといったようなことも含めまして、その会議の中で良い方向性を導き出していければというふうに考えているところでございます。

また、指定管理料につきましては、令和2年度、本年度でございますが、暫定的に、地域おこし協力隊分人件費という形で、今年、令和2年度については計上させていただいております。ただ、これが指定管理料の基本的な算定の方法からは、若干、外れる、いわゆる特例というような形で対応させていただいているところでございますので、これもまあ、今般のコロナ禍という部分もでございますが、目標といたしましては、なるべく早い段階で、この人件費についても、その森林の分校ふざわの売上をもって対応をしていただきたいというようなこととお話をさせていただいております。それにつきましても、森林の里応援団におきましては、なんとか努力をして、売上を上げ、また、その中で人件費を賄っていくという方向性については確認をさせていただいているところでございまして、その辺の協議も含めまして、今後、連携して森林の分校ふざわの運営にあたっていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 6番、矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 課長の今、説明は特にあの、直の運営は指定管理者のほうになります。が、こういう混沌とした状況ですので、それも含めて情報共有、それから公の施設のこれからの維持運営についても、当然、町は関わっていかなくゃならないと思いますので、その辺はあの、こういうコロナ、大変厳しい状況でもありますので、その辺、情報共有を密にしながら対応いただきたいなと思います。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） ご意見ありがとうございます。

まさにそのとおりというふうに認識をしておりますので、今後とも、今までも連絡を密にさせていただきながら取り組みは進めていたところではございますが、さらに連携を深めて運営にあたっていただく。また、支援をしていくといったようなところで頑張ってもらいたいというふうに思いますので、ご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） この森林の分校ふざわは、コロナについてなんです、これは営業給

付の対象になっているんですか。ここは。ならないんですか。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 現在、緊急事態宣言等での時短要請といったような部分につきましては、宿泊施設でございますので、時短要請の対象とはなっていないという認識でございます。5月の頃の緊急事態宣言で外出自粛等々がございました。こういった部分につきましては、宿泊施設も含めてというような形で対応をさせていただいた経過はございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 民間の人からは、民間の旅館・民宿の業者から私は言われているんですが、公営的なものは赤字が出て負担してもらえると。しかし、そういうことをずっと継続されると、まったく、民業圧迫だと。そこをよく考えてくれよと私は言われているわけなんです、その辺のことはきちっとしてもらいたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 今般、森林の分校ふざわ含めまして、公の施設というところでの指定管理ということでございます。公の施設ということでございますので、住民の福利厚生であったり、住民福祉というところに資するための施設を町が設置をして、その運営について指定管理という形でお願いをするといったような建付けになっております。今般のコロナ禍の中で、どの施設につきましてもかなり厳しい経営状況になっているといったようなことは議員もご承知のことです。また、民間事業者様も非常に厳しい状況にあるといったようなことも、また議員ご承知のことかなというふうに思います。そういった中でのご意見でございます。その公の施設の安定的な運営という部分と、今ほどのご意見いただきましたこと、勘案をさせていただきまして、今後、様々、検討にさせていただきたいというふうに考えます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

3回目です。

○9番（三瓶良一君） 今、私が聞いているのは、質問したのは、公の施設の施設はそうやって、いろいろ面倒見てもらえると。しかし、あの、個人経営の民業圧迫に、民業はなかなか容易でないと。そのバランスというものは、官・公・民（聴き取り不能）いきませんから、やっぱり民間がしっかりした経営ができるような中で、只見町のいろんな、お客さんも、観光客もいっぱい増えてくるという部分もあるわけですから、そのところはやっぱり片方に

寄ってしまう。公の施設、公の施設ということになると、これはその、無限になってしまいますよ。なんのための指定管理者制度かということは、もうまったくケジメがつかなくなってしまう。そこのところが一番大事だと私は思います。

町長、どうですか。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

実はその件につきましては、担当課長のほうと既に話はしておりまして、その方向性を打ち出せるような検討をするように指示は出しております。公の施設も勿論大事ですし、9番議員おっしゃるような、民間の、民間で頑張っていらっしゃる方々も、いずれも今回のコロナ禍の中で多大な影響を受けておられますので、そういったこと含めて、制度設計がどういうふうに組み立てることができるかと、そういったことは観光商工課長のほうには指示は出しておりますので。ただ、今、すぐに出せる状況にないということをご理解いただいて、今後、どういった内容になるかは別といたしまして、検討はさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第13号 只見町公の施設の施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第2、議案第14号 只見町辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 議案第14号 只見町辺地総合整備計画の策定についてご説明申し上げます。

令和3年度から令和7年度までの坂田・布沢辺地総合計画を別紙のとおり策定するものでございます。

この計画につきましては、通称、辺地法に基づきまして、他の地域との格差の是正を図ることを目的に計画を策定するものでございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

表紙として総合整備計画書とありまして、右側に坂田・布沢辺地ということで記載。辺地の人口については247人。面積は記載のとおりでございます。

1番として、辺地の概要ということで、その位置について記載ございますが、大字坂田、大字布沢全域となっております。（2）として、地域の中心の位置ということで、坂田字戸石115番地ということで、こちらは坪単価の一番高い地点を定めることになってございます。（3）辺地度の点数。148点ということでございますけれども、辺地に該当するためには定められた基準で100点以上になると辺地に該当ということで、148点ということで該当するというので、公共施設からの距離等々で測られた数字ということになります。

1ページまたお開きをいただきたいと思います。ここに整備計画書ということで、整備を必要とする事情ということで記載ございますけれども、この地域の状況について記載をさせていただいて、この計画書に基づいた整備を推進をしまして、辺地の生活環境の向上を図って、他地域との格差を是正していくというようなことで文面は作られております。

次のページに公共施設の整備計画ということで、令和3年度から令和7年度までの5年間ということで記載ございます。事業としましては合併処理浄化槽の設置整備事業、町道新設改良事業、町道補修事業、林道補修事業ということで、それぞれ事業費も270万、1億、

5, 000万、5, 000万ということで整備のほう計画をさせていただきます。

こちらにつきまして、この4事業を実施をしていくということで、今のところ令和3年度におきまして、町道新設改良事業として町道布沢太田線、太田地区の拡幅関係の事業を実施する予定としてございます。

この辺地総合整備計画の策定で計画に載ったものにつきましては、掲載事業が辺地債利用によって普通交付税に80パーセント参入されるというような事業になります。2月10日にこの計画につきましては県との協議を行いまして、同意の回答を受けてございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、酒井正吉郎君。

○2番（酒井正吉郎君） 昨年、経済委員会で、今説明のありました太田地区の道路拡幅と橋梁補修というところを視察させていただきました。非常にまだ、太田地区、道路も、上水道のほうも、不自由されている状態が続いているんだなって、つくづく、その時思いました。今回は非常に、その点で改良が進められるということで良かったと思います。

それである、辺地度100以上とかって今、採点のところでおっしゃいましたが、このほかに、町内でまだ不自由な地点あると思うんですが、主なところだけでも結構ですが、教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） いわゆる辺地計画に該当する集落等のお話だと思います。

一時期ですね、只見町につきましては、全域、辺地該当という時期がございましたけれども、一昨年から、定時定路線の公共交通を結んだ関係もございまして、辺地度が下がりました、該当しないところが出てまいりました。今現在ですね、該当していないところは旧檜戸辺地ということで、今、黒沢地区・館ノ川地区・小川地区は今該当になっておりません。併せて、小林辺地ということで、旧小林辺地ですけれども、小林地区・大倉地区・梁取地区ということで、今該当になっておりません。計画期間中につきましては、辺地度が100点、毎年計算するんですけれども、100点から下がったとしても、計画期間中は事業は実施できるんですけれども、他の地域におきまして、その定時定路線を実施した

ことによって、今後、辺地から外れてくるというようなことがございますので、そうしますと、最終的には、過去、辺地に該当した二軒在家・塩ノ岐であったり、坂田・布沢・黒谷入・叶津・入叶津。さらには寄岩・塩沢・十島地域のみが辺地に該当するというような形に最終的にはなっていくのかなというような形だというふうにご認識いただければというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 2番、酒井正吉郎君。

○2番（酒井正吉郎君） 丁寧なご説明ありがとうございました。

以前あの、椿地区のティーエヌアイさんの工場。また、セイワ電子さんの辺りも、井戸水を使っていた、井戸を掘って使っていたなんていうの、今は違うんでしょうけども聞いておりました。

あとヒロタテクノさんの地下水もなんか、水質が悪いから。まあ、これは使っているとは思いませんが、企業誘致の面でも、このインフラの中でも、非常にあの、水、道路、電気なんかは、まったく基礎的な大切なものですから、企業誘致などの時も、このインフラ整備もできましたら力を入れていただきたいなど、ちょっと外れましたが、お願いします。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 町としても、事業、整備事業を実施していくうえでは、様々な国庫補助事業、県補助事業を利用する。さらには、辺地債のような優良債を利用する。というようなことで事業を実施していくことになるかと思えます。併せてあの、町としては過疎対策事業債というものもございますので、辺地、該当しない場合は、そういった優良債を利用しながらですね、今後、事業を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第14号 只見町辺地総合整備計画の策定については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第15号 町道路線の認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 説明の前に資料の配付を許可願います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 議案第15号 町道路線の認定についてご説明を申し上げます。

道路法第8条第2項の規定に基づきまして、町道を次のとおり認定するものでございます。

路線名は布沢舞台線でございます。起点は大字布沢字舞台1171番の先から、終点は大字布沢字舞台1198番1の先でございます。延長と幅員につきましては、延長は36メートル、幅員は4メートルから5.9メートルという延長・幅員になってございます。

配付いたしました資料のほうをご覧くださいと思います。ここに場所が記載になってございますが、全面の中央であります。布沢地内の布沢の集会施設の先に県道の浮島橋がございますが、その袂から延長36メートル、赤の矢印ですが、方向に改良新設したものでございます。本路線につきましては、令和元年度の町道改良工事によって施工完了いたしま

したが、本年度の道路台帳の整備完了に伴いまして町道に認定するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第15号 町道路線の認定については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第16号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第16号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第15号）ご説明を申し上げます。

令和2年度只見町の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正として第1条であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,302万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億8,605万8,000円とする内容であります。具体的には第1表 歳入歳出予算補正の表となります。

繰越明許費として第2条の記載があります。これにつきましては第2表の繰越明許費というところでございます。

続きまして、債務負担行為の補正として第3条であります。これも第3表の債務負担行為補正であります。

あとは地方債補正であります。今回、第4表において追加、変更をお願いをしております。

一枚おめくりをいただきますと、第1表 歳入歳出予算補正となります。今回、年度末を迎えるにあたっての現時点での精査ということでの補正をお願いをしております。町税の増。そして、国庫支出金。これは新型コロナ関係の臨時交付金の増でありますけれども、こういった増、県支出金の増があります。あとは今回、そういった整理の中で財源手当ての関係から基金繰入金2億200万円ほどの繰戻しをするという予算となっております。

2ページに入りまして、諸収入、町債の補正。それぞれの記載をさせていただいております。補正されなかった款項に係わる額ということで、今回、歳入予算、第2款から第14款まで、そして、19款補正がございませんでした。その額の合計が28億1,622万7,000円であったという記載となっております。

3ページからが歳出の表となります。総務費から、次のページの予備費まで、概ね、そういった整理の中での減額が主でありますけれども、個別に申し上げますと農林水産業費の林業費。補助事業の関係での800万円余りの増額。そして、次のページ、4ページの下の方になります。公債費。今回4,223万円の増額をお願いしております。これについては後程、事項別明細で内容をご説明を差し上げたいと思います。そういったことでの第1表となっております。

5ページが第2表 繰越明許費となります。今回、年度内事業の完了が見込めず、やむを得ず令和3年度に繰越をさせていただきたい事業、今回、繰越明許費としてお願いをしております。総務費の総務管理費。新型コロナウイルス感染症対策事業費から教育費の小学校費であります。小学校施設整備修繕事業まで、この事業について繰越の議決を頂戴をしたい

という内容でございます。

続きまして、6ページをご覧をいただきたいと思います。第3表としての債務負担行為補正であります。今回、追加としまして、例年お願いをしております債務負担行為の補正でありますけれども、広報ただみの印刷製本契約の締結ということで、令和3年度の分について、債務負担行為の議決を頂戴をしたいという内容でございます。222万8,000円ですが、これ、広報ただみ4月号の発行が4月初めということになります。その編集あるいは印刷等々あります。そういった準備の関係から今回、債務負担行為の補正をお願いをするという内容であります。

続いて、7ページが第4表 地方債補正となります。今回、追加ということで減収補填債300万円の追加をお願いしてございます。併せまして、その下、変更ということでもあります。事業完了等々、あるいは精算見込みによります、それぞれの補正をお願いしてございます。災害復旧費、緊急防災・減災事業、緊急自然災害防止対策事業。次ページの辺地対策事業、過疎対策事業について補正をお願いしてございます。

9ページからが、歳入歳出補正予算の事項別明細書になります。9ページは歳入の総括表。そして10ページは歳出の総括表となっております。

11ページからが歳入の個別の明細ということになります。

まず、町税であります。個人町民税。年度末を見据えての今回、収入によります増額の補正をお願いしてございます。固定資産税も同様でございます。使用料・手数料についても年度末を見据えての使用料等々の減額をお願いしてございます。手数料については現状での補正をお願いしてございます。続いて、12ページであります。大きなところを申し上げますと、中段の国庫支出金の国庫補助金であります。総務費の国庫補助金9,958万4,000円。これは過日、補正予算で議決をいただきました地方創生臨時交付金、新型コロナ関係の地方創生臨時交付金の歳入を今回予算化をさせていただいたということになります。その下であります。新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業の補助金。今回、216万8,000円の減額であります。これは想定していた事業が令和3年度になるということで、年度間の移動を行うということになるものであります。内容は歳出で申し上げさせていただきます。ずっとしまして、そのほか大きなところは13ページの災害復旧費の県補助金。今回、林道災害復旧事業の補助金が決まりましたので、こういったことで800万余りの増額をお願いするということでもあります。ずっとしまして、大きなところ、14ページ中段を

ご覧いただきたいと思います。財産収入のうちの物品売払収入であります。今回、不用品の売払いということで300万円、補正をお願いしてございます。これあの、除雪ドーザ更新によりまして不用となったもの、購買をさせていただきました。その結果、2台売却で300万円でありました。その下であります。寄附金。指定寄附金として自然首都・只見の応援基金の400万円。今回増額をお願いをしてございます。15ページ一番上であります。第1表でもちょっと申し上げました。今回の補正予算編成にあたりまして、財源の調整から、財政調整基金から電源立地地域対策交付金まで想定をしていたもの。今回、繰り戻しということで2億円余り、2億200万円ほどの減額をお願いをしてございます。あとは、下段からが町債ということで、様々、事業確定等々によります詳細の補正を次のページ、16ページまでをお願いをしてございます。

17ページからが歳出となります。繰り返しになりますが、今回、年度末を見据えての不用額等の精査を行っておりますので、その補正が大半を占めているということで申し上げさせていただきます。

まず、歳出、議会費であります。これはまったくそのとおりでありまして、職員手当から負担金、補助及び交付金まで、不用額の減額をお願いをしてございます。このうち旅費から負担金まで、多くは新型コロナウイルス感染症の関係から活動がままならなかったということでの減額ということになってございます。

17ページ下段からは総務費。そして、項は総務管理費、目は一般管理費ということになります。これにつきましても職員給与。年度末を見据えての不用額の減額をお願いをしてございます。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 2目、文書広報費でございます。委託料156万2,000円の減額でございますが、当初、こちらの委託を予定してございましたけれども、ホームページリニューアル、補正予算で議決をいただきまして実施をすることによって、この委託、実施、不用ということになりましたので今回減額をさせていただきました。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 財政管理費であります。旅費7万円の減額であります。年度末までの不用見込みということで減額のお願いでございます。

会計管理費であります。今回、役務費、そして投資及び出資金の減額をお願いをしてござ

います。これにつきましては補正予算で可決をいただきまして、東邦銀行株式の取得を行いました。予算時には1株あたり230円で15万株分、予算を可決いただいたわけでありませけれども、その後、実行しまして、15万株、想定の株の取得が終わってございます。1株単価であります。平均であります、226円42銭ほどでありました。そういったことから今回、不用額を減額をさせていただくというものであります。

財産管理費につきましても、登記委託料、草刈り業務委託。年度末を見据えての不用額の減額でございます。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 18ページ下段、6目の企画費でございます。10の需用費から13の使用料及び賃借料。19ページになりますが、こちら項目ごとに分かれてございますが、主だったものとしては、移住フェア、移住ツアー等に係るもの。新型コロナの関係で実施できなかった関係で減額という内容でございます。12の委託料の中に、ふるさと納税返礼品業務委託料ということで115万2,000円増額ということでお願いしておりますが、歳入で400万円増ということで寄附金がございました。その返礼業務の委託も同様に増えてくるということでご理解をお願いしたいと思います。14の工事請負費、特定空き家解体工事。こちら確定によります減額でございます。実績としては467万5,000円でございます。18の負担金、補助及び交付金につきましては広域圏の負担金でございますが、行政センターの解体工事の入札受け差での減額でございます。さらには、補助金で奨学資金の返還支援補助金。こちら本年度から創設したものでございますけれども、実績、9件ございましたが、確定による167万7,000円の減額でございます。

7目のユネスコエコパーク推進費でございますが、こちらについても事業の確定によるものでございます。エコパーク活動補助金につきましては3件の実績でございました。

20ページのブナセンター費につきましては確定による減でございます。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 情報システム管理費であります。今回900万円の財源の補正をお願いをしております。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長。

○振興センター長（梁取洋一君） 10目、只見振興センター費ですが、1節、報酬から17節、備品購入費まで、事業実績見込みによる減額となります。新型コロナウイルス関係のも

ので事業等実施できずに減額するもの。また、施設につきましても休日夜間管理委託料等で施設の使用が少なかったことから減額するものでございます。

11目、朝日振興センター費につきましても、1節、報酬から、翌ページの13節、使用料及び賃借料につきまして、全て事業実績見込みによる減額です。

13目、明和振興センター費につきましても、1節、報酬から、次ページ、17備品購入費に関しまして、事業実施見込みによる不用額の減額でございます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 23ページ下段であります。交通安全対策費であります、補正額としまして10万3,000円ほどの減額。これにつきましては、1節の報酬から次ページ、24ページ上段の負担金につきまして事業確定によります減額補正をお願いするものであります。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 目の15、諸費であります。積立金であります。歳入で指定寄附金400万円ございました。自然首都・只見の応援基金。その分をこの節によりまして積立をさせていただきたいものであります。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 24ページ中段からの徴税费であります。賦課徴收费であります、26万2,000円ほどの減額をお願いするものでありまして、事業確定により整理をお願いするものであります。

25ページ中段の戸籍住民基本台帳費であります、これにつきましては職員の人件費、実績見込みということで41万4,000円ほどの減額ということでお願いしております。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 続きまして、25ページの下段になります。民生費、社会福祉総務費でございます。職員共済費については年度末までの見込みで減額でございます。補助金につきまして、除雪支援保険事業の除雪機の整備補助金でございますが、今年度、修繕にかかる補助1件のみでございましたので42万2,000円減額させていただきたいと思っております。操出金につきましては、保険基盤安定費ということで、保険料の軽減分、国・県の負担金が確定しましたので増額をお願いをしております。

26ページ、障がい者福祉費につきましては、年度末までの不用残、減額をさせていただ

いております。

老人保健費につきましては財源内訳補正をお願いしております。

介護保険費でございますが、委託料、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委託料ということで、昨日、議決をいただきました計画策定に係る委託料で288万2,000円の減額ということで、これについてニーズ調査から印刷までの委託料となっております。操出金でございますが、介護保険事業特別会計の操出金ということで、介護給付費、後程、特別会計の補正をお願いしておりますが、町負担分の操出の増をお願いしております。

民生費の児童福祉費につきましては、児童福祉総務費。只見保育所費、朝日保育所費、明和保育所費までございますが、年度末までの事業完了に伴う減額でございます。27ページの朝日保育所費の需用費、修繕料でございますが、ボイラーの混合栓の改修、修繕を行わせていただくということで、20万6,000円ほど増額をさせていただいております。

27ページ下段になりますが、衛生費でございます。保健衛生総務費につきましては職員給料等につきましては人事配置等の変更に伴う減額調整でございます。

予防費でございます。今般、新型コロナウイルスのワクチン接種の予算について補正で議決いただいている部分でございますが、年度内でのワクチン接種の見込みが現状、立たないということで、新年度予算へ振り替えていただく部分でございます。役務費については接種券等の郵送料について減額をさせていただくものです。委託料につきましては、インフルエンザ予防接種の委託料ということで、今回、町民の方、無料ということで予算措置をさせていただきました。これまで2,811名の方、接種をいただいております。これ、実人数でございますが、13歳未満は2回受けるということで、(聴き取り不能)になりますともう少し多くなります。ここである程度、実績を見込んで300万円減額をさせていただくものでございます。おめくりをいただきまして28ページでございます。委託料の続きになりますが、新型コロナウイルスワクチン接種状況入力業務委託料ということで、入力業務について委託料を計上をお願いしましたが、接種が新年度から、4月以降になるということで、新年度予算のほうへ振替をお願いしているものでございます。その下のコロナウイルスワクチン接種クーポン発行業務委託料につきましては、契約をさせていただいて3月10日頃、一応、クーポン券納入される予定で今準備をしているところでございます。接種の見込みが立ち次第、クーポン券のほうを発送をさせていただきたいということで考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 28 ページ中段、3 目、環境衛生費であります。これにつきましても事業確定によります減額補正でありまして、報酬、事業確定によるものでありまして、給与、職員手当につきましては実績見込みによるもの。旅費から負担金、補助及び交付金まで事業確定による減額補正ということをお願いしております。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 続きまして、保健事業費でございます。この部分につきましても事業確定による減額になりますが、29 ページの委託料、後期高齢者健診委託料ということで、今年度、コロナの影響によりまして受診者が見込みより少なかったということで200 万ほどの減額をお願いしてございます。

保健センター費につきましても事業実績に伴いまして減額をお願いしてございます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、5 款、労働費でございます。1 目、労働諸費であります。使用料及び賃借料の減額でございますけれども、新型コロナウイルス対応ということで、高校生の町内企業施設。こちらのほうの日程が立たないということで中止をさせていただいたことに伴います減額でございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 29 ページの下段から、農林水産業費、説明申し上げます。

1 目の農業委員会費から、次の30 ページの農業総務費において、それぞれ事務事業の完了見込みによります不用残の減額となっております。

3 目の農業振興費でございますが、総額360 万3,000 円の減額になってございます。いずれもあの、事業完了及び完了見込みによる、それぞれの減額になっておりまして、7 の報酬から旅費、需要費、委託料。それぞれ例年の事務事業の完了でございます。31 ページの負担金、補助金でございますが、補助金においては新規参入農業育成事業補助金ということで、8 農家、今年度、実施をいたしました。また、稲作農家育成支援事業補助金においては、今年度の実績は3 件というようなことで不用残の減額をここでお願いしてございます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、4 目、山村振興費であります。負担金、補助金の減額、230 万ほどの減額でございますが、産業振興対策事業補助金、実績1 件ということでございまして、不用残の減額をお願いしたいものでございます。

続きまして、5目、交流施設費につきましては財源内訳の補正でございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、31ページ、7目の農地費でございますが、農地費につきまして、それぞれ事業完了見込みによります減額をお願いしてございます。工事請負費につきましては農業用施設新設・改良工事ということで、今年度、懸案であった小林水路の完了見込みによります不用残の減額となっております。32ページにおいて負担金、補助金。それぞれ額の確定によります補正になってございます。

8目、農業機械費、9目の国土調査費でございますが、農業機械費につきましては財源の振替による補正。国土調査費は事業完了見込みによります減額となっております。

また、林業費。次の林業費であります。林業総務費につきましては、それぞれ年度末見込みの人件費の整理予算。委託料につきましては森林環境保全直接支援事業委託料ということで町有林の整備を布沢の中田山の実施でございます。

33ページにおいてであります。2目の林業振興費でございます。林業振興費につきましては委託料。それぞれ完了による減額でございますが、森林整備委託料、森林環境譲与税によります森林整備であります。今年度は超獣害対策によります黒谷入地内の里山林の整備を3,900ヘクタール実施をしてございます。また、山菜等出荷前の検査検体委託料も今年度、森林組合を通じましてモニタリング検査の実施をいたした結果でございます。続きまして、負担金、補助であります。補助金の地元産材活用支援事業補助金でございましたが、募集をしましたが、残念ながら申請なく、減額という結果でございます。

次、林道費でございます。林道費につきましては、それぞれ事業の完了見込みによります実績によります減額でございます。なお、14の工事請負費でございますが、林道改良工事1,880万増額をお願いしてございますが、これは小川のかしこ岐線の改良部分。これ、予定しておりましたところ、財源、緊事災の財源の見通しが立ったために、今般、ここで補正をお願いしまして、発注し繰越したいというふうを考えてございます。

次、34ページでございますが、治山費。それから水産業費。いずれも不用残整理の補正予算でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、34ページ最下段でございます。7款、商工費

でございます。

1目、商工総務費の超勤手当の減額につきましては、雪まつり中止に伴います職員超勤手当の減額でございます。

35ページにまいりまして、2目、商工振興費でございます。負担金といたしまして県の誘致企業協議会負担金につきましてはコロナの関係で事業が中止となりまして、負担金の徴収の必要がなくなったということで今回減額をさせていただくものでございます。補助金につきましては、経営改善資金利子補給補助金及びその下の中小企業融資利子補給補助金につきましては、この後出てきます基金の積立、昨日、ご議決をいただきました利子補給基金への積立のほうにまわすための減額ということでございます。プレミアム商品券発行事業につきましては、事業実施に伴います不用残の調整。創業支援事業補助金につきましては、今般のコロナの影響によりまして、この創業支援事業というものが実施をできない状態でありましたので減額をさせていただきたいものでございます。積立金につきましては、先ほどの経営改善資金利子補給、また中小企業融資。こういったものの補助金を令和3年度・4年度のほうで対応するため基金の積立をお願いしたいというところでございます。

3目、観光費でございます。1節、報酬、職員手当につきましては、会計年度任用職員。当初、4人、予定をしておりましたが、3人、現在勤務をしております。1名分の減額をお願いしたいというところでございます。旅費、また委託料等々につきましては、やはりコロナの関係で事業、また首都圏関係中心ですけれどもPR活動ができなかったことも含めましての実績に伴います、実績見込み等に伴います減額を予定をしているところでございます。

36ページのほうにまいりまして、使用料、賃借料ということで、借上げ住宅につきましても地域おこし協力隊、会計年度任用職員の減数によります減額をお願いするものでございます。16節、公有財産購入費ということで今回、土地買収費654万3,000円の増額をお願いしているところでございます。こちらにつきましては、只見字田中地内、元のますや食堂さんの跡地が2筆。さらには、現在の只見交番の向かい側の土地、2筆。いずれも田中地内の宅地でございますけれども、土地開発基金で購入をさせていただいておりましたが、こちらのほう活用いたしまして、観光施設の案内看板等での活用を見込みまして、今般、土地開発基金からの買戻しをさせていただきたいというふうに考えておりますので、そのための4筆購入費用の用地購入費654万3,000円を計上させていただきたいものでございます。18節、負担金、補助及び交付金ということで、負担金につきましては実績に伴いま

すもの。また、コロナの関係で事業が縮小したものの。映画の上映会は映画峠が公演が延期になったもの。それぞれ減額をさせていただきたいものでございます。補助金につきましても雪まつりの中止。また、コロナに伴います実績の減数といったようなところでの減額をお願いしたいものでございます。

4目、ふるさと交流費でございます。8節、旅費から13節、使用料及び賃借料につきまして、柏市の交流事業が主たる内容でございましたけれども、新型コロナウイルス感染症の関係もございまして、ほとんど交流事業が実施できなかったといったような実態によりまして、様々な交流事業の中止によります減額をお願いしたいというものでございます。

5目、観光施設費でございます。37ページ中段になります。5目、観光施設費につきましても、11節、役務費から17節、備品購入費に至るところまでですね、それぞれ事業を実施をさせていただきまして、事業完了に伴う受け差等々の実績によります減額をお願いしたいものでございます。18節でございます。負担金、補助及び交付金ということで、田子倉湖遊覧船等運航事業補助金176万1,000円の増額計上をお願いするものでございます。これにつきましては、補助金の交付要綱ということで昨年定めさせていただきましたけれども、町が保有する遊覧船やモーターボート。これの安定した運航を確保するため、気象条件や災害などにより通常の運航ができなかった場合、要綱に定めるところにより補助金を交付するというように定められているところに基づきまして、今年度につきましては、新型コロナといったようなところ、本当に災害に近いような形での入込数の減。また、10月末には想定外の少雨、少ない雨の量といったところもありまして、湖面が非常に低下をしたといったところで運航ができなかった時期がございました。こういった気象条件、また災害などによる通常の運航ができなかったといったような事象が認められますので、今回、要綱に基づきまして当該年度の運航収入による収入から遊覧船運航に必要な支出が多い場合に、その収支の差額を限度として補助金を支給する、支出すると、交付するといったようなことになっておりますので、現在、試算をしていただいております収入と支出の差額176万1,000円について補助金交付を見込んで予算計上をさせていただきたいというものでございます。

6目、只見スキー場管理費でございますが、報償費、毎日杯の賞品でございますが、大会中止によります減をお願いしたいというところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君）　続きまして、土木費、説明申し上げます。

1目、土木総務費でございますが、負担金の減ということで、コロナ禍の中でそれぞれの研修が中止になってしまったというようなことで減額をお願いでございます。

続きまして、道路橋梁総務費でございますが、それぞれ事業の完了でございます。補助金につきましては、除雪オペレーターの育成支援事業補助金でございますが、50万の減となっておりますが、今年度の実績としましては3名の方の資格取得というようなことで実績となっております。

2目の道路維持費でございますが、それぞれ機械の燃料費、修繕費等、不用残。それから備品購入費につきましては除雪機械の購入費でございます。受け差の385万の減額でございますが、今年度はタイヤドーザ16トン級、18トン級、それぞれ1台ずつの購入実績となっております。

続きまして、39ページであります、防雪センター費については不用残の減。

それから4目の道路新設改良費であります、負担金といたしまして、これは石伏地内の万代橋の復旧工事の負担金330万の減額となっております。これは万代橋の架け替えに伴います取付道路。林道の小戸沢線のほう、今年度残っておりますが、そちらのほう完了といたしまして、負担金の額が1,700万7,000円ということで確定をしまして、それによります不用残の減額となっております。

続きまして、1目の河川費でございますが、河川費につきましても事業完了見込みによります不用残の減。

それから集会施設整備費については財源の振替の補正予算となっております。

○議長（大塚純一郎君）　町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君）　40ページであります。消防費であります。

1目、2目、非常備消防費並びに常備消防総務費であります、いずれも事業確定によります減額をお願いしております。主だったものをご説明申し上げますが、12の委託料。これにつきましては防火水槽の新設に伴います設計管理の委託料ということで受け差分を減額をお願いするものであります。備品購入費であります、小型動力ポンプにつきましては二軒在家地内並びに新屋敷地内ということで導入をしております。

よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君）　教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 40ページが一番下になります。教育総務費の教育委員会費であります。費用弁償、普通旅費、不用残の減額ということで、会議等、軒並み中止となりまして多額の不用残が出てございます。

41ページにまいりまして事務局費であります。こちらも全て、事務事業の実績によります不用残の整理ということで、全て減額予算となっております。

奥会津学習センター費、備品購入費、事務用備品13万3,000円の増額。こちらは奥会津学習センターに複合機プリンターを導入をするというようなことでございます。これについては今使っておりますものが指定管理者の備品ということで、町直営を見据えましてあらかじめ整備をしたいと考えているものでございます。

続いて、42ページにまいりまして小学校費、学校管理費であります。全て整理予算として不用残の減額となっております。

小学校費の教育振興費。こちらも会計年度任用職員の報酬をはじめ、全ての予算が不用残の減額となっております。

その下、只見小学校費、朝日小学校費、明和小学校費。いずれも不用残の減額となっております。

43ページの中学校費の学校管理費であります。こちらも手当、備品購入費。いずれも不用残の整理となっております。

教育振興費。こちらも同様に、事務事業の実施、精算に伴う不用残の整理予算となっております。

おめくりいただきまして44ページ。

すみません。42ページにお戻りいただきまして、小学校費の学校管理費。一番上、報酬。ここだけ増額でありました。27万円の増額。これについては新型コロナの影響によりまして、学校の休業期間があった部分の授業不足を解消するために、夏休みを短縮をして授業を実施しました。その関係で通常ですと雇用期間を一旦、解消するはずであった特別支援学級支援員の方々の雇用が延長になりまして雇用が発生しましたので、その部分、不足する分の増額となっております。

元に戻りまして、44ページでございます。社会教育費の社会教育総務費。こちらも同様に、全て減額の不用残の整理となっております。

放課後児童対策費につきましても、実績によります不用残見込みの整理となっております。

す。ただ、一箇所、報奨金、こども教室スタッフ謝礼につきましては不足の見込みが出ておりますので2万3,000円増額となっております。

続いて、文化財保護費でございますが、こちらは委託料、展示設計業務委託料の減額となっております。

考古館費につきましては、考古館の管理をしております会計年度任用職員の報酬と期末手当の不用残の減額となっております。

それから、体育施設費につきましては備品の不用残の整理、減額となっております。

給食センター費につきましては財源内訳の補正となっております。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、災害復旧費でございます。3目の林道過年災復旧費でございますが、年度末見込みの不用残、旅費、需要費の減額でございます。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 46ページであります。

12款の公債費であります。元金。今回、4,198万円の増額をお願いをしております。これにつきましては、平成27年の臨時財政対策債。この繰上償還を今回させていただきたいということで増額をお願いをしております。

あとは予備費2,065万7,000円をもって本予算編成をさせていただいております。

47ページからは給与費明細となりますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） お伺いします。

29ページをお願いいたします。

29ページの保健センター費のところなんですけれども、こちらが地方債が150万減の、一般財源が141万4,000円の増となっております。こちらの事業が地方債では認められなかったということの内容なんでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） （聴き取り不能） 地方債、過疎債だったと思いますが、保健センターに今年度、エアコンの設置をさせていただきました。エアコンの工事費については12月にたぶん、減額をさせていただいて、今回、起債の確定に伴いまして起債の財源を減額をさせていただいたというふうに理解してございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） すみません。勉強不足で申し訳ございません。

もう少しだけ、わかりやすいご説明をお願いしてよろしいでしょうか。申し訳ございません。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） すみません。15ページをご覧をいただきたいと思います。

15ページの一番下、町債の一番下ですけれども、民生費で、緊急防災減災事業債というところがございます。ここであの、150万減額となっております。これ、保健センターの空調設備の改修事業に係るものでありまして、予算、受け差等々によりまして、本事業150万円の減額が見込まれたということで起債を減額したという内容であります。それが今度、29ページにまいりますと、保健センター費でその分の地方債150万円を財源として減額をしたという内容になってございます。そのほか、ほかにも保健センター費、様々、予算持っておりますので、財源の振替でありまして、141万4,000円を一般財源として対応させていただいたということでご理解をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 42ページの目の2の、この1の報償費ですけど、会計年度任用職員の報酬627万と。その下も職員手当とか減額になってますが、これ、事業計画との関係ではどんなふうな影響が出ているのか。当初見込みの人員との関係も含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 42ページの教育振興費、小学校費の教育振興費、会計年度任用職員の報酬と期末手当であります。こちらにつきましては、町雇用の講師の募集を行いま

したが、教員免許お持ちの方の応募がなく、採用に至らなかったといったようなことがございまして、その分の2名分の報酬ということになっておりまして、その部分につきましては、ほかの支援員とか、そういったような方にご尽力いただきまして、なんとかその、ほかの教員の協力をいただきまして、なんとか学校運営は行ってまいりましたが、当初、見込んだほどの人員の採用ができなかったということで減額になったものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 教育長。

○教育長（渡部早苗君） 今の補足なんですけど、当初、町で学力向上関係とか、講師、加配をお願いしていたところだったんですけど、県費のほうで、県のほうでスクールサポートルームといった生徒指導関係の加配の講師とか、あと生徒指導、小中連携の生徒指導加配とか、あと復興推進加配とか、そういうところで講師を配置いただいて、県費のほうで対応できたということで町のほうの残余が出たというふうになります。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございせんか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 5ページ、繰越明許費についてお伺いします。

これだけ、結構、繰越になる事業多いなと思います。それであの、大変申し訳ないんですけども、一部、重複する説明になるかもしれないんですけども、この、それぞれの事業で繰越せざるを得ない理由。また、場所とか、工事名でありますとか、そういったものをもう少し詳しくご説明願えればいいのかというふうにひとつ感じています。

それと、25ページ、民生費の中の社会福祉総務費の中で、除雪支援保険事業除雪機整備補助金。これがありますけれども、この制度自体は、今、実際、除雪をされている方々が、ここの制度内容を見ますと、耐用年数7年という文言が載っています。それで、結局、一度支援を受けた方が、その7年後はもう一回、支援を受けられるような制度になっているのか。といいますのは、この支援で除雪機を購入されて町の除雪等されている方で、もう段々、稼働時間が長くて、買い替えなければ、この次、除雪、町の除雪とか、なかなか応援できないような状態になっているというお話を伺いました。それで、そういった時にもう一度、再度支援が受けられる制度であるのかどうか、ということをお伺いします。

以上、お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 繰越明許費ですが、それぞれ、順に担当から申し上げさせていた
だきたいと思います。

まず一つ目の、新型コロナウイルス感染症対策事業20万円であります。これにつきましては、
出生時に10万円を支給するという内容でありまして、3月末までの出生があります
と、4月になって届け出があつて、申請が4月ということもあり得ます。そういったことで、
現在、母子手帳等々の件数から勘案して、この金額での繰越ということでの想定をしてござ
います。

次の、個別施設計画の策定です。これ、町有施設の個別施設計画、予算をちょうだいをし
て事業を進めております。まだ事業の進捗に遅れがありまして完了しないということから、
今回、この事業、繰越をさせていただきたいという内容でございます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 3番目にあります戸籍住基等システム改修事業であります
これにつきましては戸籍システムと個人番号の連携を図るものでありまして、戸籍システム
の改修にあたりましては、事業者、国内でもそう多くありませんので、全市町村、今対応し
ている最中でありまして、事業者のほうでなかなか対応できないという理由で繰り越させて
いただきたいというものであります。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 続きまして、新型コロナウイルス感染対策事業ということで
800万円の繰越でございます。これはあの、移動販売車の補助金に係る部分でございます。
今、1台分につきましては、3月、年度末を目途に納入をしていただく予定ではございませ
が、一応、2台分、全額、今回、繰越ということで、年度内、1台、事業完了できれば、ま
た改めて補正をさせていただくということをお願いしてございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 次の農林水産業費のほうからでございますが、農業施設防災
対策事業でございます。2,205万1,000円。これにつきましては、黒谷地内の国道2
89号の改良工事、今、県のほうで進めてございますが、そちらの工事が繰越となったこと
に伴いまして、そこに横断する水路、岩下水路からの用水吐きになりますが、その水路工事
が併せて繰越をせざるを得ないというような状況になったものでございます。

続いて、林道改良工事であります、1,880万。これは本予算でお願いしております林道、小川のかしこ岐線の改良工事でございます。今般、予算議決いただければ繰越をして事業を実施するものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、商工費でございます。

まず上段でございます。新型コロナウイルス感染症対策事業ということで450万ほど繰越をさせていただきたいものでございます。これにつきましては、現在実施しております只見宿泊割。これをですね、3月末日まで、宿泊割の対象期間といったようなことで現在取り組みをさせていただいております。事務処理上の都合上、全体の整理が4月にかかってくるといったことがございますので、今般、繰越をさせていただいて事業整理をさせていただきたいものでございます。

下段でございます。誘客推進事業実行委員会補助金、34万円ほどの繰越をお願いするものでございます。これはあの、誘客推進事業実行委員会におきまして、本年度、町の公式キャラクターでありますブナりんのぬいぐるみを作成することで手続きを取っていたわけでございますけれども、今般の新型コロナウイルス感染症のからみもありまして、海外の工場が一時期、閉鎖になってしまいました。そういったところもございまして、ぬいぐるみの納品が遅れるといったようなこと、状況がございましたので、大体5月・6月ぐらいに納品ができるかといったようなことで、現在、業者と調整しているところでございますが、年度内納品がかなわないといったような状況でございますので、今般、繰越をさせていただきたいものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 続いて、土木費でございます。

道路補修事業でございますが、184万8,000円。これ、町道深沢・亀岡線の亀岡側の側溝の敷設新設工事だったんですが、降雪によってやむを得ず繰り越すというような状況でございます。

続いて、道路新設改良事業であります、2,563万7,000円であります。内訳としましては、長浜幹線、町道長浜幹線の消雪の委託。これが1,300万。それから、これは12月補正でお願いしました蒲生北山線の改良。これがおおよそ1,200万というようなことで2件の繰越でございます。いずれも12月補正でお願いしまして、降雪時期であり

ますので、財源手当てがついたということでの補正を受けまして、予算を繰越して次年度実施をするということでございます。

それから道路橋梁長寿命化事業であります。3,816万。これは塩ノ岐地内の八乙女橋の長寿命化工事ではありますが、これは一部、材がコロナの影響で工場が止まってしまって、その部材が入らないといったことから、やむを得ず繰越という内容のものでございます。

続いて、河川維持補充事業であります。2,475万9,000円です。2件ございます。黒沢沢の改良。それから倉谷川の改良。これも、いずれも12月補正で緊事債の財源見込みをもってお願いしていたものでございまして、今般、繰越をして次年度で実施をするという予定でございます。

それから集会施設整備事業でございます。7,191万6,000円。これにつきましては、現在、檜戸の集会施設の改築を進めております。その工事費であったり、ほか大倉の土地の買収費であったり等について次年度実施をするということで繰り越すものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 一番下、款の10になります。

小学校施設設備修繕事業1,678万円ですが、只見小学校の体育館の改修工事。ロックウールの除去でございますが、春先、設計をしまして、その後、夏場、コロナの影響によりまして施工ができないということで発注ができませんでした。秋になりまして、カメムシの大量発生によりまして、工事的に適さないということで延期になりまして、冬になりますと、資材搬入の関係で降雪のため搬入ができないというようなことで繰越をさせていただくものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 続きまして、除雪支援保険事業に係る除雪機整備の補助の関係でございますが、この補助金を活用されて購入された除雪機。7年を経過したものにつきましては、更新の際にも支援、助成をさせていただくこととなっております。内容につきましては、補助対象経費の2分の1以内で、ただ、金額につきましては、やはり請負件数に応じて限度額を定めさせていただいております。多く請け負って稼働していただいた分について、件数あたり1万円ということで計算をさせていただいて、上限を120万円ということで補助はさせていただくことになってございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） ありがとうございます。

それで、先ほどの民生費の中の除雪支援保険事業の除雪機なんですけれども、この7年という設定というのが、なかなか微妙な設定でありまして、ご存じのように、本当に多くの件数を受け持ってらっしゃる方。それから少ない件数を受け持ってらっしゃる方。7年間の稼働時間においては相当な違いが出てきます。ですから、そういったところで、その7年というものをもう一度見直される必要があるんじゃないかな。実際の稼働時間に合わせて、何百時間とか、何千時間とか、そういった稼働実績があったらば、その、ある一定期間を過ぎたら見直すというふうなことも今後考えていっていただきたいなというふうに考えているんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 稼働時間等の関係につきましても、おっしゃることは理解できるところであります。その除雪支援保険事業を請け負っている方の部分だけを除雪されていけば、そういった考え方もできるかと思うんですが、それ以外の部分で使用されるということもございますので、一応あの、7年という部分、検討する際もいろいろご意見をいただきながら検討してまいったところでございます。それで件数あたりというところで設定をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 37ページの観光施設費についてお伺いします。

節の18の負担金、補助及び交付ということで、補助金であります。説明を聞きますと、例えば悪天候とか、それからコロナの影響もあったでしょう。そういったことで、これは日数割で計算した、例えば休んだ日の日数割とかで計算なされたのか。それから、それが一つ。で、だとすれば、これは人件費なのか。それから、この補助金の受け手は誰なのか。たぶん、あそこは指定管理をねっかさんが、上の部分はですよ、受けられた。この下の部分は、たぶん、ちょっと名前間違っていればすみませんが、遊覧船の操船組合とか、そんな感じで作られて、その人らが受け手…

違うんですか。振興公社ですか。はい。わかりました。じゃあ、振興公社が受けられたと

ということで、例えば、コロナの影響とか、そういうので、持続化給付金とかは、ここで、当然もらえると思うんですが、そういったもののほかに、こういったものを当然出されたということだと思いますので、その辺のところ。そして今後、これはあの、補助金要綱に基づいて、例えば毎年、そういったことを出される予定なのか教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） お答えいたします。

今回の176万1,000円増額というような形におきましては、補助要綱におきまして、いわゆる収支差額について、収支の差額を限度として補助を支出するということになっておりますので、令和2年の運航における収入と支出の差額。これを今回、概算で出していただいておりますので、そこを計上させていただいて、まだ、リース料等々の支払いがまだ完了していない部分がございますので、最終的にそういった全ての支払いが完了した時点で申請を受け、精査のうえで支出をするといったような形になります。休日、休んだ日であったりだとか、といったことではなくて、全体の収入と支出の差額で今回は計上させていただいているというところがございます。主な内容でございますが、ご指摘のとおり、人件費、事務手続きに係る人件費であったり、遊覧船の運転手に係る賃金であったりというところもございますけれども、そのほかに船舶の検査の手数料であったりだとか、遊覧船のオイル交換、また燃料。さらには船舶の保険等々、関連する遊覧船運航に関わる経費について、今回、支出として計上をしているところがございます。

受け手につきましては、先ほどお話のありましたとおり、物販部門につきましては合同会社ねっかさんが、普通財産、財産貸与という形で行っていただいております。レイクビューの施設のほうを合同会社ねっかさんにお貸しをさせていただいている。今般の遊覧船、モーターボートにつきましては会津ただみ振興公社にお貸しをさせていただいているといったようなことで、財産貸与という形で運航いただいておりますが、気象条件、災害等でのやむを得ない通常の運航ができなかった場合の補助といったような形で今回、整理をさせていただいているところがございます。今後につきましても、やはり、あくまでも気象条件であったり、災害などといったような特殊事業があった場合ということに限るという認識でございますけれども、そういったような状況があった場合には支援をさせていただいて、遊覧船、モーターボートの安定運航に資する取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） そうすると、受け手は振興公社ということでよろしいですね。

はい。わかりました。

それから、例えば、災害っておっしゃいますけども、雨が降らなくて、それからまあ、雨季は当然、水位を、ダムさんも下げるということになってますが、雨が降らなくて、そしてさらに運航ができないような状況になれば、それも災害ということの認識でよろしいんですか。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 気象条件や災害などによるというようなところで、どちらかというと、その気象条件といったようなところに今回関わってくるかなというふうに認識しております。勿論、事前に少雨の予報であったりだとか、そういった部分があるような場合には、当然、それは事前の対応ができるものということで、こういったような補助事業の対象になるかどうかというところは疑義が出てくるのかなというふうに考えているところでございますが、今年に限って、今年の運航の中で、10月下旬に田子倉ダムの水位を、大雨の予報がありましたので、電源開発さんのほうで水位を下げた。それが思ったよりも雨が降らなかった。そして、その後にも、やはり降水が非常に少なくて、水位の回復が図られなかったと。下流域のほうには一定量の水を流さなければならないという義務がある。こういった中で、どんどん、水位が低下をしていって、最終的に運航ができる水位を割ってしまったといったような状況がございましたので、今回につきましてはそういった気象条件といったような状況の中で安定した運航が確保できなかったといったようなことで、今回は支援の対象とさせていただきたいところでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

2番、酒井正吉郎君。

○2番（酒井正吉郎君） 39ページの道路橋梁費でございます。万代橋の復旧工事負担金。

これはあの、完了したわけでしょうが、町の持ち分といいますか、合計いくらだったんでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 万代橋の復旧工事に係る、町が負担した全額ということでよろしかったでしょうか。

○2番（酒井正吉郎君） はい、そうです。

○農林建設課長（渡部公三君） これはあの、2ヶ年に亘ってありまして、令和元年度に橋梁。

それから前後の町道の取り付けであります、が完了してまして、負担はその取り付け道路の町道の部分でございます。それが令和元年度においては1,653万8,000円の町の負担がございました。これ、いずれも2分の1ずつです。Jパワーさんと町の。それから今年度、令和2年度ですが、先ほど申し上げた林道小戸沢線の取り付け部分。これが完了いたしました、その負担金が1,700万7,000円でございます。合わせまして、負担金は3,354万5,000円。これが町の負担金の総額になります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

2番、酒井正吉郎君。

○2番（酒井正吉郎君） それであの、平成23年の水害で落橋したわけでしょうが、あそこ、住民のほうでは、館ノ川から宮渚までは、あの道路は非常に広いですし、カーブは少ない、人家はない。それであの、記憶では、只見の町内の煩雑な場所を通らないバイパス的な役割を果たしているなって見ていたんです。それで今回、完成しましたら、残念ながら二車線化になってないと。なんでもっと、せめてもう少し広い橋にされなかったのかと。あれほど立派な高架にされたんで、その辺、設計上はJパワーさんと町のほうでは、今度、せっかく新しく造るんだから、どんな橋の構造っていいですか、車幅も含めて、なんていう相談はなかったのか。出来上がっちゃってみて、残念ではないんですけど、それだけお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 出来上がりました万代橋でございますが、この復旧にあたりましては、23年豪雨災以降、町とJパワー、協議いたしまして、様々な負担金、先ほど申し上げました負担金等の都合もあり、また、維持管理上のこともありまして、現状の設計で案が固まりまして、当時の議会等の承認を受けまして、負担金の額等も決定した経緯でございます。またあの、地元、石伏地区にも協議はしております。たしかにあの、もっと幅の広い橋が、というようなことも意見はありましたが、様々な都合もありまして、先ほど申し上げた財政的な面が特に大きかったのかなというふうに考えておりますが、そういった諸事情によりまして、現在の橋の設計になって今般完了したものでございますので、ご理解をいた

だきたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

次、3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） ちょっと調査不足なんですけど、記憶が曖昧になって大変失礼なんですけど、当初、船の運航、田子倉観光でやっておった時代に、田子倉観光は300万強の、経営収支において赤字を出したんですが、これがあの、町からの補助は出なかったと。これは皆さん、ご承知かと思いますが。その後、栈橋の沈没の件等々ありまして、ただ、その経過の中で、会津ただみ振興公社が、会津ただみ振興公社として船の運航を継続していくんだと。そのことについて、会津ただみ振興公社と町は、言ってみれば、その契約には関与してないというような説明があって、それで当時の田子倉観光、社長、新国秀一氏は自前でそこを負擔したという記憶がありますが、そこから今日の、収入に対して不足した分を補助をしていくんだと。そこにはすべての経費が入るというふうに受け取りましたが、その経過がわからないんです。ですから、田子倉観光が自前で、その損失を補填してきた事態。その時と、今、そうした損害を出しても、まったく補填、100パーセント補填をしていくと。こう変わった経過がわからないものですから、そこをまずお伺いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 過去の経過についてのお質しかというふうに思います。

元々、田子倉観光としてレイクビューの運営をされていたということは皆様、ご承知かというふうに思います。そういった中で田子倉観光、先ほどご発言にもありましたとおり、なかなか経営が厳しいといったような状況の中で撤退をしたいといったようなお話。それを受けて、町のほうでもある程度、入っただろうというふうに思っておりますけれども、会津ただみ振興公社のほうで、その運航事業を引き継ぎをされ、実施をしていたといったような状況であったかというふうに理解をしているところでございます。そういった中で、過去の災害、栈橋等の補修。そういった部分について、いわゆる当時の管理者が負担をして実施をしていたといったようなところにつきましては、当初は、田子倉観光さん含めまして、電源開発との契約の中で栈橋管理といったようなものを含めて請負をされ、その破損等々については当時の受託者が実施をされたというような流れなのかなというふうに想像しているところでございます。ただ、現在におきましては、会津ただみ振興公社で請負をしていただいております。その中で、なかなか、会津ただみ振興公社が請け負ってから、どうしても災害

的な年が非常に多く起こっておりまして、毎年、思ったような運航ができない中で、会津ただみ振興公社がどんどん、いわゆる赤字、累積の赤字がたまっているといったような状況もございました。そういったところを様々、相談をさせていただいた中で、昨年、残念ながら棧橋が再度、破損をした事象もございまして、これ以上、民間事業者として負担といったところは厳しいものがある。そして、只見町としても、あのレイクビュー周辺、田子倉ダム周辺の観光というのは、只見町の観光になくってはならない場所であるといったような認識の下、昨年、そういった災害、気象条件。そういった突発的な事象に対しての支援はしていくべきだといったようなことの中で、予算の議決をいただきまして、補助要綱を策定をして、昨年からの支援をさせていただいているといったような経過かというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 昼食のため、休議を求めたいんですが。

議事進行の動議を出しますが、昼食のための休議を求めます。

○議長（大塚純一郎君） 昼食のため、暫時、休議します。

午後の再開を1時15分とします。

休憩 午後12時03分

再開 午後 1時15分

○議長（大塚純一郎君） 午前に引き続き会議を開きます。

会議を続行します。

3番、酒井右一議員。

○3番（酒井右一君） 引き続きの、先ほどの件の質問ですが、総務委員会所属なんで、この件についてはわからなかったということが正直のところですが、今、経済委員会の資料見せていただきました。課長の説明にあったように、遊覧船が運航できねえで、（聴き取り不能）また少なくても、そこにまあ、お金を出しましょうという話のようです。

ところでその、これ第三セクター、自治法上の、いわゆる第三セクターであって、指定管理料をお支払いしておるといふ団体に補助金を出すということ間違いありません。そうすると、まず一つは、自治法の、いわゆる収益事業をやる。あるいは公益事業をやる。公益事

業をやるために、その業者に任せるといふ趣旨が自治法の大きな部分であります。そしてまあ、それに付随した収益事業を業者がやって、その業者が成り立つ、経営的に成り立って安定した経営を続けていかれるというのが、地方自治法が事業をやってもいいと、こう許したことであります。

そうしますと、一つ聞きたいのは、第三セクターとしての地方自治法が認めている団体会津ただみ振興公社ですから、そこには指定管理料を払っておるわけですが、その第三セクターの公益事業に対して、指定管理料以外の支出ができるのか、どうなのか。これをお伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 会津ただみ振興公社でございますが、第三セクターということで、今、お話がございましたとおりでございます。ただ、今回の田子倉遊覧船に関しましては、指定管理という形ではなく、普通財産の貸与といった形で、財産を、町で所有する財産を、会津ただみ振興公社で借り受けをして、それで、その借り受けをした財産をもって遊覧船を運航していただくといったような建てつけになってございます。指定管理料等の支払いも、指定管理料の指定も、この遊覧船の運航事業についてはございませんので、そういった中で、第三セクターの、いわゆる独自事業といったような形で今回の遊覧船は運航されているものと認識をしております。

その中で、今回、災害であったり、気象条件といった特殊事情によって、運航がままならない状況があったといったような中で、安定的に運航に資するための補助事業という形で今回設定を、昨年、議論の中で設定をさせていただいたものを今回も適用させていただきたいという内容でございますので、ご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

3回目。

○3番（酒井右一君） 3回目で、これで終わりますが、そうしますと、公社の独自事業という発言がありましたが、それはあの、いわゆる第三セクターとして町が、やっていただいた分とは違う。ということでありましょうから、その分は、公社が責任を持つべき筋のものではないでしょうか。要綱なんかも見せていただきましたが、日付も入ってませんし。要綱というのは条例・規則とまた違いますから、議決対象でないので、議決した覚えがありません。そういう意味で、その要綱を盾にとって、それで良いんだということにはならないと思いま

す。それ一つ。いわゆる、それ一つというのは、会津ただみ振興公社と公益事業の分を契約する。そして付随する収益事業の分を契約するといった、そういった契約の中で指定管理料をお支払いしておるという中で、振興公社独自の事業をおやりになると。それは収益事業をやるというのは公社の自由ですから、それは良いと思いますが、そこで損失を出した分を町が補填するという慣行的なルールは、前回、船の件もありましたから、慣行的なルールはおかしいので、もう少し検討されたらいいですかと、私の言っていることがおかしいのかどうなのか。これ一つなんです。

もう一つは、そういうことが公社に、会津ただみ振興公社として利益供与を受けてしまいますと、あれ、第三セクターの指定管理者がおるところですから、ほかの、例えば、全部申し上げますと、全部申し上げますから、一つだけ申し上げるわけではありませんので、お許し願いたいものですが、まち湯、湯ら里。それから小沼養魚場。この辺もコロナによっての影響は甚大なものがあるはずですよ。そういうものも含まなければ、ここ、今日あの、経済委員会の資料としてもらった商工費、観光施設費。この中で、新型コロナウイルスの感染症の拡大防止に係る（聴き取り不能）こういうコロナの。これについては、皆、共通の難儀ですから、この分もやはり、ほかの指定管理者に対して、何らかの方法をもって助けてやらなければならないのではないかというふうに率直に思ったわけです。そこで、本来、指定管理者として町と契約をしている事業者に支出する窓口は、指定管理料の増減ということでなければ、予算上おかしいのではないかと。というのは、また元に戻りますけれども、公社独自の事業に対して補助をするということが、はたして指定管理者としての契約。これで良いのか、どうなのか。この点が、行ったり来たりしますが、私の3番目の質問としての話です。

まとめますと、こんな時代ですから、救済するというのはわかります。であれば、同じ目に逢っている、いわゆる指定管理者、皆同じですから、そういったものを救済する、これは規則でもいいですし、補助金の町のを要綱に一筆加えてもよからうし、正式な形でできるように、議決をしたほうがいいではないですか、という話ですので、3回目ですから、よろしくご答弁をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） ご意見等々ありがとうございます。

ご質問いただいた件についてご回答させていただきたいと思いますが、まず、前段でございます。公社、会津ただみ振興公社としてですね、第三セクターでございます。ほかの指定

管理施設も持っておりまして、そういった指定管理施設の管理について、指定管理の契約。そして、その指定管理料のお支払いといったようなことさせていただいておりますが、繰り返しになりますが、この遊覧船については普通財産貸与という形で実施をしております。その中で、先ほど独自事業というような話もさせていただいたわけですが、会津ただみ振興公社としてですね、受託をさせていただいているところではあります。過去の経過の中で、町のほうからもある程度、運航に関して、ご協力といいますか、運航を担っていただけないかといったような声掛けも当然させていただいたところがございます。と申しますのは、あの観光の施設、田子倉レイクビューを中心とした田子倉の観光施設につきましても非常に重要なものであるという認識の下、田子倉周辺の観光施設の安定的な運営のために第三セクターである会津ただみ振興公社で受託をいただけないかといったようなところでの合意、双方の合意をもって会津ただみ振興公社が独自事業として事業を実施していただいているといったようなところかと思っておりますので、そういった経過等々も含めると、他の指定管理施設との兼ね合いといったようなところもご指摘をいただいているところがございます。他の指定管理施設につきましても新型コロナの関係の、それぞれ厳しい状況があるというのは議員の方のご指摘もでございます。承知をしているところでございます。それぞれの指定管理の状況に応じて、これらの支援。こういったものも当然考えていかなければならないというふうに考えているところがございますが、まだ、その具体的な案、策というものがまだ出せていない状況は大変申し訳ないというふうに思っておりますが、なるべく早い段階で案をとりまとめまして、議会の皆様にもご協議をさせていただいて、そういったような指定管理者の皆様方にも、コロナの影響、またその他の全体的な観点も含めまして検討をさせていただきたいというところがございます。第三セクターの公社のほうにつきましても、そういった経過の中でございますので、遊覧船の運航について、今回の遊覧船の運航については、繰り返しになりますけれども、災害、気象条件の悪化といったようなところで、特殊事情をもちまして、この運航に対して経費の負担が、収支のバランスが悪くなっているといったようなところに対しての支援をさせていただいて、安定的な運航を資するといったような補助事業の趣旨に基づきまして、今般、予算の議決をお願いしたいといったようなところがございますので、ご理解をいただければというふうに考えます。

○3番（酒井右一君） 議長、質問に答えていないんだが…

○議長（大塚純一郎君） 今、こちらで発言あります。

渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） それでは、私から答弁させていただきます。

まず、いつもあの、簡潔に説明するように心がけてはおりますが、少しまた長くなるかもしれないかもしれません。

田子倉ダム、ああいう、当時、できた当時は東洋一ということでダムができて、私も母親、石伏なものですから、よく夏休みには行ってまして、その時は大型バスが何台も停まってまして、観光客で賑わってました。本当にびっくりしました。そして、当時、石伏には大きいプールがあったりして、そういった賑わっておりました。そういった中で、その後、電源開発さんでは共益株式会社であったり、電発産業であったりということで、子会社さんが頑張っ、その観光事業を担っていらっしゃいました。ですが、様々な、観光客が減ったという理由でできなくなったということで困ったと。撤退の話がなされた時に、当時、只見町内におられる有志の方々が、象徴的な田子倉ダム。そこで観光産業ができないということは残念なことだと。自分たちが頑張ろうということで田子倉観光という会社を設立されて、飲食だけでなく、ご存じのように駐車場のところに物産販売所を建設されて、一生懸命頑張っ、只見町のためにこられました。ですが、如何せん、なかなか厳しい状況がありまして、その部分につきましても、町ではその借入れに対しての延納だったり、借入金を低減するというので、田子倉観光さんに対しても町としては一定の支援はしてまいりました。そういった中で、その後、さらに厳しいということで撤退なされたということで、やはり、田子倉湖に遊覧船がないのは寂しいと。只見町の観光として寂しいということで、なんとかして運航できないものかということで考えられてきて、今に至っているというふうに思っています。ですから、本来であれば、振興公社の話出ました。第三セクターですが、そこで当初からの職員で有資格者がいなかったということで、本来であれば、甲乙の契約になるんですが、甲乙丙丁、四者間の契約になってます。ですから、そういった意味で、さっき、独自というような表現を観光商工課長は使ったんだと思いますけど、決してそういう意味、本来の独自とは私は違うというふうに思います。ですから、町の責任として、やはり観光只見のシンボルとしての田子倉湖。そこに運航する遊覧船がないのが寂しいというところからスタートしてますから、その辺の説明は、私の説明をとっていただきたいなと思います。そして、そのうえですが、やはり今回、非常に、コロナもあります。ですが、昨日から一般質問にもありましたが、やはり、平成23年の新潟・福島豪雨で、やはり6月から10月の間、奥只

見等含めて、2メートル・3メートル、水位を下げなければいけないという条件が加わったと。併せて、日本海の阿賀川から阿賀野川に行く、いわゆる汽水域、そこで出てくる関係で、一定の淡水をダムから流さなければならないというルールがある中で、非常にその水位を確保するのが難しい状況に今至っていると思います。ですから、今後はそういったことも含めて、あり方は検討していかなければならないというふうに思っておりますが、本予算につきましては、決して、振興公社の独自事業ではなくて、町が観光只見、観光田子倉の象徴として遊覧船運航をしてもらいたいというところからスタートしてますので、その辺はそのようにご理解いただいて、今回の予算につきましてご理解をいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○3番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） いや、だから、それはわかりましたから。あのな、それはわかったから。その予算趣旨については、前年の栈橋の沈没事件の時だって、あれだつてに煮え湯を飲むような形で、誰も反対なかったわけです。言いたいのは、会津ただみ振興公社だけ特別扱いをするような税金の使い方をしてはならないというものですから、今後、今後ですよ、俺も田子倉生まれだから経過よくわかる。今後は、皆さんがほかの、まあ、湯ら里であれ、まち湯であれ、どこでもその、納得できるような税金の使い方を示して、そして予算提案をしていただきたいというのに対してお答えがなかったものですから、お答え願ひます。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 大切なところを落として申し訳ありません。

先ほど、9番、三瓶議員からも旅館・民宿の関係でお話がありましたし、今回、第三セクターだけではなくて、やはりそれ以外の、今、湯ら里、残念ながら休んでますけども、そういったところに納入されているところとか、それ以外の町内の事業者さん、皆さん、等しく、そういう苦しみ、大変な状況にいらっしゃるわけですから、そこら辺を含めて、不公平感のないように、そういった、これから支援策は検討して提案させていただきたいと思いますが、時期等については、先ほど観光商工課長からもなるべく早くという話ありましたが、確約はできませんが、その方向で検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませつか。

11番、鈴木好行君。

3回目。

○11番（鈴木好行君） 今ほどの問題に関連してなんですけれども、昨年も同様の補助金申請があって、結局、それはあの、1回否決されました。それは皆さん、ご存じだと思います。それで、またさらにその後、追加で補正があって、それで可決したという流れがあります。その時にですね、問題になったのは、例の田子倉観光に対しては認めなかったのに、何故今回は認めるんだというお話があって、整合性がとれていないんじゃないかなという話があって、その後、田子倉遊覧船事業補助金ですかね、そういった要綱ができて、今度はそれに当てはめてやって、なさっているという形での委員会説明がございました。そして問題なのは、これだけの補助、昨年度、今年度、しながら、現在、来年度、令和3年度ですね、令和3年度の遊覧船運航はできないというふうに会津ただみ振興公社のほうから申し入れがあったと。そしてさらに、遊覧船が動かなければ、レイクビューも開かないという形でのお話がねっかさんのほうからあったというお話です。そうすると、今まで、今こうやって補助金を出しても、来年度、運航するという見込みはまるっきりないわけですが、その辺の見込みはどうかということの質問が一つと、あと毎回、こういうふうな問題があるのは、やっぱりこの財産の貸付だけで、しかも遊覧船とレイクビューは別々に貸し付けて運営しているというやり方に私は問題があるんじゃないかなと、菅家町長時代の時から提言はしておりました。やはり町として、遊覧船事業、田子倉のレイクビューの事業。それは今ほど町長さんおっしゃったように、本当に大切な事業であって、欠かせない施設であるとするならば、しっかりここは町として考えて、指定管理にするなり何なりして、これはどんな形にしても残していくんだ、運航していくんだという姿勢づくりが必要になってくると思いますので、その辺のところの町長答弁をよろしくお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 渡部町長。

○町長（渡部勇夫君） 本当に大切なこととお話いただいたというふうに思っております。今般の田子倉の遊覧船の話でございますが、当然、レイクビューの話になってきます。先ほどの議案で可決していただいたことを口にして申し訳ないんですが、森林の分校ふざわの、そういった問題含めまして、あとレイクビューがある、その下に、只見ダムサイトに歳時記会館があります。それが10割そば中心に、あそこは厨房が狭いのでご飯類は出せないということで麺類出してます。そういった中で、今度、今、只見駅前に道の駅といますか、そ

ういったことで進めてます。そして限られた、いろんな方々、当然、何やるにしてもスタッフが必要です。ものによっては有資格者が必要です。そういった時にはやはりトータルで、やはりこれからは考えていかなければいけないというふうに私自身思ってますので、今のままでまた、継ぎ足し継ぎ足しというと、私の立場で言うると非常に語弊がありますが、そういったものの考え方ではなくて、やはり全体を今見据えて、やはりそういった体制づくりと取り組みは、よく検討して、望ましい方向に進んでいくべきだというふうに私も本当に思っておりますので、議員おっしゃっていただいたことしっかりと受け止めて、これから取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○11番（鈴木好行君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 今ほど今年度の運航見込みについてのお質しがございました。今ほど議員のほうからお話のありましたとおり、来年度の運航につきまして、難しいといったようなことでお話がきているところでございます。その、できないといったようなところの一つとして、やはり水位の安定化といった部分がひとつの大きな問題となっております。また、運営に関しての様々な問題点。こういったところを会津ただみ振興公社、そして、ねっか、電発、町。ここが共有をしながら、今後どうしていったらいいかといったような会議を1月に開催をさせていただいております。まだ具体的な方向性として、ここでいこうといったようなところに至らないわけでございますけれども、今後ともそういった話し合いを続けながら、なんとか運航できる体制づくりをさせていただきたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これで質疑を終わります。

そうでした。

農林建設課長から、発言の申し出があります。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 大変すみません。

午前中に、2番議員の酒井議員からご質問のありました、萬代橋の取り付け道路の町の負担金の額でございましたが、私、誤った数字を申し上げましたので訂正をさせていただきた

いというふうに思います。それで、2ヶ年に亘っての工事ということで、令和元年の負担金の額、町の負担金の額ですが、8,026万9,000円です。そして、令和2年は1,700万7,000円と。合計で9,727万6,000円。これが町の総負担金額でございましたので、お詫びし訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第16号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第15号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第17号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第5、議案第17号 令和2年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） では、議案第17号 令和2年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）をご説明申し上げます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,231万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,639万9,000円とするものでございます。

お開きをいただきまして、事項別明細書の5ページからご説明をさせていただきたいと思
います。

まず歳入でございますが、県補助金としまして、特別調整交付金1,159万1,000
円でございますが、これにつきましては直診勘定朝日診療所会計への操出金ということで補
助金が確定見込まれますので増額をさせていただいております。

繰入金につきましては、保険税軽減分。あと保険者支援分につきまして、それぞれ国・県
の補助、確定しましたので、一般会計を経由して繰入をするものでございます。

6ページ、歳出になります。一般管理費につきましては、委託料としまして国保システム
改修委託料ということで、特別調整交付金の算出基礎表。この様式の追加がございましたの
で、若干、6万6,000円ほどですが、システム改修をお願いするものでございます。

次の医療給付分につきまして、財源の補正でございます。

諸支出金、操出金でございます。直診勘定操出金ということで、診療所特別会計、国民健
康保険施設特別会計への運営費として操出、1,159万1,000円となっております。

あと7ページ、予備費65万3,000円増額をさせていただいて予算編成させていただ
きました。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第17号 令和2年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案
のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第18号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第6、議案第18号 令和2年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） 議案第18号 令和2年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ654万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,420万3,000円とするものでございます。

地方債の補正でありますけれども、第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正によるものでございます。

それでは、3ページをご覧いただきたいと思います。

第2表 地方債の補正でございますが、辺地対策事業債、変更前550万円、変更後520万ということで、医療機器の備品の購入に伴うもので、予算額と入札額の差でございます。

続いて、6ページから説明させていただきたいと思います。事項別明細書になります。

6ページ、歳入でございます。繰入金でございますけれども、目の1、繰入金。一般会計繰入金、運営費ということで216万2,000円でございます。こちらのほう、特別交付税からのルール分でございます。続いて、国民健康保険事業特別会計繰入金。先ほど国保会計のほうでの繰出金を受けるものでございまして、1,159万1,000円でございます。

2目の基金繰入金でございますけれども、2,000万円の減額となっております。

そして、町債でございますけれども、先ほどの地方債の30万の減額となっております。

続いて、7ページ、歳出でございます。総務費、一般管理費、需要費50万の減でござい

ますけれども、年度末を見据えた電気料の見込みによる減額でございます。

続いて、医業費でございます。医科管理費でありますけれども、給料から共済費につきましては人件費の年度末を見込みましての減額でございます。委託料につきましては、委託料及び使用料につきましては、年度末を見据えた委託料。そして賃貸料の賃借料・使用料の減額でございます。

目の2の、医科医療用機械器具費でございますけれども、これは財源の振替でございます。

5目の医科検査費でございますけれども、委託料でございますが、20万円の減額でございますけれども、こちらのほうも年度末を見据えた減額となっております。

8ページでございますけれども、予備費で減額の8万8,000円ということで調整させていただいております。

9ページにつきましては、給与費明細となっておりますのでご覧いただきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第18号 令和2年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第7、議案第19号 令和2年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 議案第19号 令和2年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）をご説明申し上げます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ314万5,000円を追加しまして、歳出予算の総額をそれぞれ7億6,675万6,000円とするものでございます。

また5ページの事項別明細でご説明を申し上げます。

まず歳入でございます。国庫支出金、あと支払基金交付金、県支出金、一般会計からの繰入金。それぞれの歳出で今後の見込みを計上してございます。それに基づきましてルールに基づき算定した収入の見込みを計上させていただいてございます。6ページにつきましては、雑入として過年度の精算交付金4,000円ほど計上させていただいております。

7ページ、歳出になります。それぞれ保険給付費の中で、年度末までの執行見込みにおいて整理をさせていただいております。居宅介護サービス費等については大きく減額をさせていただいておりますが、施設介護サービス費2,610万ということで増額をさせていただきました。これにつきましては施設入所者の増。特老。あと老健等の利用が多くなってきているということで増額を見込ませていただいております。その下、介護予防サービス費についても見込みによってそれぞれ増減をさせていただいてございます。8ページもサービス計画費。あと高額介護サービス費、高額合算もそれぞれ3年度末までの見込みによって、ある程度増減をさせていただいているということでございます。9ページにおきましても特定入所者介護サービスということで、補足給付に係る部分ですが、若干、10万円、また13万1,000円と増減をさせていただいているところでございます。償還金につきましては国庫負担金の返還金ということで3,000円増額をさせていただきました。予備費で121万9,000円減額をさせていただいて予算調整をさせていただいております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第19号 令和2年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第20号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第8、議案第20号 令和2年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 議案第20号 令和2年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第4号）を説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出それぞれ30万1,000円を追加しまして、歳入歳出

それぞれ2億405万6,000円とする内容のものでございます。

また、第2条といたしまして、繰越明許、第2表によります。

ページをめくっていただきまして3ページでございます。繰越明許費の内容でございます。水道施設長寿命化事業として117万の繰越をお願いするものがございます。これにつきましては、一般会計の補正予算でも説明申し上げた、国道289号黒谷地内の改良工事に伴います水道施設の工事が繰越をして次年度において実施をする内容のものでございます。

続きまして、歳入の内訳でございます。6ページでございます。歳入につきましては、維持費分担金としまして水道加入分担金8万円。4件の加入がございました。また、滞納繰越分として46万3,000円の収入を見込んでございます。各種検査手数料3万6,000円。それから簡易水道事業の基金繰入金でございますが、これは財源の振替によりまして400万円を減額するものがございます。また、7ページの諸収入、雑入でございますが、これは消費税の税の確定によります雑入で受ける額を372万2,000円増額するものがございます。

続きまして、8ページの歳出でございます。維持管理費、水道総務費であります。普通旅費、年度末精算見込みによります減額。また、公債費につきましては元金の額を、財源を振替えまして、これまで基金400万を予定しておりましたが、それを減額しまして、一般財源からの繰替えということに補正をするものがございます。予備費35万4,000円をもって調整をいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第20号 令和2年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第21号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第9、議案第21号 令和2年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） それでは、議案第21号 令和2年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出それぞれ1,380万7,000円を減額しまして、歳入歳出それぞれ3億363万8,000円とする内容のものでございます。

また、2条といたしましては、第2表によって繰越明許をさせていただくものでございます。

また、第3条としましては、地方債の補正を第3表によって補正をするものでございます。

それでは、3ページをお開きください。第2表 繰越明許費でございますが、集落排水の施設長寿命化事業ということで、184万5,000円を繰越すものでございます。これにつきましても簡易水道特別会計と同様、国道289号黒谷地内の改良工事の繰越に伴いまして、集落排水事業の工事を繰越しをするものでございます。

また、4ページでございますが、第3表 地方債の補正であります。過疎対策債。それから下水道事業債。それぞれ限度額の変更をお願いするものでございます。

また、歳入の内訳でございますが、7ページをご覧いただきたいというふうに思います。

まず分担金であります。排水加入分担金ということで30万。今年度、7件の加入がございました。また、使用料につきましては、延滞繰越分の集排施設の施設使用料49万3,000円の収入を見込んでございます。また、繰入金であります。集落排水事業基金繰入金。財源の振替によりまして1,100万円を減額するものでございます。また、町債であります。一般会計債。それから公営企業債。それぞれ額の確定によりまして180万ずつの減額という内容のものでございます。

次、8ページでございます。歳出でございますが、まず総務管理費においては、それぞれ事務事業の完了見込みによりまして、旅費、役務費、公課費の減額でございますが、公課費。これ消費税の額等によりまして、減額の687万8,000円という内容になってございます。また、2目の施設管理費であります。これにつきましては施設の維持管理に伴う、完了に伴うものでございます。また、施設整備費につきましては、それぞれ委託料、公共樹の新設工事。それぞれ完了によりましての減額となっております。9ページに予備費で276万9,000円の予備費減額によりまして調整をさせていただいております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第21号 令和2年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りいたします。

日程第10、議案第22号 令和3年度只見町一般会計予算から、日程第19、議案第31号 令和3年度只見町朝日財産区特別会計予算までは、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号から議案第31号までは、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

それでは、予算特別委員会の正・副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員の互選により決するとありますので、委員会で互選をお願いいたします。

なお、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第8条第2項により、互選に関する職務は年長の委員が行うと規定されておりますので、三瓶良一委員に臨時の委員長をお願いいたします。

予算特別委員会の場所は本会議場といたします。

委員会の正・副委員長が決まり次第、議長に報告をお願いいたします。

ここで、予算特別委員会正副委員長選任のため、暫時、休議します。

当局は、暫時、退席願います。

休議いたします。

〔当局退席〕

休憩 午後2時03分

再開 午後2時44分

○議長（大塚純一郎君） これより開議します。

予算特別委員会の委員長に小沼信孝君、副委員長に矢沢明伸君が選任されましたのでご報告いたします。

お諮りします。

ただ今、予算特別委員会に付託いたしました議案第22号から議案第31号までは、会議規則第46条第1項の規定によって、3月10日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第31号までは、3月10日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

審査を終了次第、委員長の責任において審査結果の報告書を作成し、議長に提出されるようお願いをいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

（午後2時45分）

